税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

ハイライト

2012年9月

秋号 第51号 (個人様向け)

- ・「社会保障・税一体改革」の関連法案が参議院で可決されました!
- ·有期労働契約のルールが明確化されました!
- ・「改正高齢者雇用安定法」成立。2025年には65歳までの雇用が義務づけられます!

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶

「社会保障・税一体 改革」関連法案の 主な変更点

「労働契約法」の 改正内容について

「高年齢者雇用安定法」 2 の改正内容について 日中に蝉の声が響き、まだ暑い日が続いています。夏の 疲れが出る頃ですので、体調管理にお気をつけ下さい。

第51号では、「社会保障・税一体改革」関連法案の修正

協議の主な変更点及び改正された労働契約法、高年齢者雇用安定法について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士·税理士·AFP·ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所) 中村友理香(埼玉事務所)

公認会計士·税理士·AFP·社会保険労務士

「社会保障・税一体改革」関連法案の主な変更点

8月10日に「社会保障・税一体改革」関連法案が参議院本会議で可決されました。これは、人口の高齢化、非正規雇用の増加など、日本の社会・経済の状況変化を踏まえ、安定財源確保のための消費税率引き上げを柱とした内容となっています。2月に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱」を基に、その後、民主・自民・公明党の三党により修正協議され、6月26日に衆議院、8月10日に参議院で可決されました。当初の政府原案からの主な変更点を解説いたします。

	国会提出時	可決までの変更点
消費税	【平成26年 4月1日~】 8% へ増税	原案どおり
	【平成27年10月1日~】 10 % へ増税	
所得税	所得税の税率構造の見直し	法案から削除、「平成25年度税制改 正」へ先送り
	(課税所得5,000万円超 税率40% 45%へ)	
	上記改正に伴う源泉徴収税額表の改正	
相続税	基礎控除の引下げ	- 法案から削除、「平成25年度税制改 正」へ先送り
	(定額控除 5,000万円 3,000万円)	
	(比例控除 1,000万円×相続人数 600万×相続人数)	
	相続税の税率構造の見直し	
	(2億円超 3億円以下の税率引上げ)	
	(最高税率増税 3億円超 50% 6億円超に 55%新設)	
	死亡保険金の非課税限度額の引下げ	
	未成年者控除、障害者控除の引上げ	
	相続時精算課税の贈与者の年齢要件の引下げ	
贈与税	暦年贈与に係る税率の見直し	
	子・孫への贈与に係る暦年贈与の税率の緩和	
	相続時精算課税制度の対象者に20歳以上の孫を追加	

「労働契約法」の改正内容について

労働契約法の一部を改正する法律が、8月10日に公布されました。有期労働契約()の適正な利用のためのルールを整備するものです。

()有期労働契約とは、1年契約、6ヶ月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず対象となります。なお、派遣社員は、派遣元(派遣会社)と締結される労働契約が対象となります。

改正法のポイント (3つのルール)

(1)「雇止め法理」の法定化 【施行期日:平成24年8月10日(公布日)】

有期労働契約を<u>過去に何度も更新している労働者</u>が、契約期間の満了する日までの間に契約更新の申込みをした場合は、基本的に会社はその更新を承諾しなくてはいけないというもので、過去の判例が明確に法定化されたものです。

(2)無期労働契約への転換 【施行期日:公布日から起算して1年以内の政令で定める日】

有期労働契約が<u>反復更新されて通算 5年を超えたとき(1)は、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約 2)に転換できるルールです。</u>

- (1)原則として、空白期間(同一使用者の下で働いていない期間)が6ヶ月以上あるときは、前の契約期間を通算しません。なお、5年のカウントはこのルールの施行日以降に開始する有期労働契約が対象となります。
- (2)別段の定めが無い限り従前と同一の労働条件となります。

(3)不合理な労働条件の禁止 【施行期日:公布日から起算して1年以内の政令で定める日】

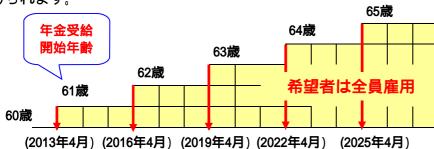
有期契約労働者と無期契約労働者との間で、不合理な労働条件の相違を禁止するルールです。

ホームページもご覧下さい http://homepage2.nifty.com/my-naka/

「高年齢者雇用安定法」の改正内容について

60歳定年後も希望者全員を雇用することを義務付ける「改正高年齢者雇用安定法」が8月29日の参議院本会議で可決・成立しました。年金の受給開始年齢の引き上げに伴い、定年後に給料も年金もない「空白期間」をなくすのがその目的です。2013年4月から、男性の厚生年金の受給開始年齢が60歳から61歳に引き上げられ、以後3年ごとに1歳ずつ上げられ、2025年には65歳からが年金受給開始となります。この引き上げに合わせて、2025年には、原則として希望者全員65歳までの継続雇用が企業に義務付けられます。





現在

能力や勤務態度などの条件を労使 対象者協定で定めることにより対象者の選 別が可能

雇用す 定年を迎えた会社と一定の条件を満る企業 たした子会社

原指

原則希望者全員。今後作成される 指針で心身の健康状態が悪い場 合等は除外される予定。

2013年4月~

定年を迎えた会社と子会社、 グループ企業

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

^{*}記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ〈ださい。